

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区烏丸通七条上る常葉町真宗大谷派宗務所内		平成29年 7月 28日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人 真宗大谷学園 理事長 但馬 弘 電話 075-371-5521												
主たる業種	高等教育機関(大学)													
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号													
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで													
基本方針	平成23年度から平成25年度の平均の排出量を基準に、平成28年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。													
計画を推進するための体制	大学、中・高等学校、幼稚園各現場の責任者である学長・校長・園長のもと地球温暖化対策ならびに省エネルギーを推し進めると共に、教職員・学生への啓蒙を行う。													
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率								
	事業活動に伴う排出の量	3,886.2 トン	3,750.2 トン	3,550.6 トン	3,821.1 トン	-4.6 パーセント								
	評価の対象となる排出の量	3,926.4 トン	3,650.2 トン	3,450.6 トン	3,718.9 トン	-8.2 パーセント								
	実績に対する自己評価	大学では平成26年度の老朽化した空調用吸収式冷温水発生器1機を最新型に更新に加え、クールビズ、ウォームビズの継続的な実施に取り組んだが、新教室棟の建築及び一部運用開始に伴い、昨年度と比較すると排出量が増えた。中高ではここ数年、生徒数が増加傾向にあり、排出量削減が厳しい状況ではあるが、省エネルギーを積み重ねて排出量削減を目指したい。												
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	増減率							
	学校	事業活動に伴う排出の量 (校舎等延床面積)	3.78	3.65	3.45	3.67	-5.03 パーセント							
	事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント								
	実績に対する自己評価	平成26年度の老朽化した空調用吸収式冷温水発生器1機を最新型に更新に加え、クールビズ、ウォームビズの継続的な実施に取り組んだが、新教室棟の建築及び一部運用開始に伴い、昨年度と比較すると排出量が増えた。												
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25) 年度	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考								
		80.0 パーセント	73.0 パーセント	73.0 パーセント	73.0 パーセント									
具体的な取組及び措置の内容	(26) 年度	大学では①老朽化した空調用吸収式冷温水発生器の一部更新 ②クールビズ、ウォームビズ、空調機フィルター清掃をはじめとした空調機器の効率的運用等の省エネルギー施策、啓蒙活動に努めた。中高においては体育館の照明を水銀灯から高効率なLEDへ変更した。												
	(27) 年度	大学では①耐震改築に伴い、老朽化していた低効率の空調機器 ②引き続きクールビズ、ウォームビズ、空調機フィルター清掃等、空調機器の効率的運用と、省エネルギー施策、啓蒙活動に努めた。中高においては、樹心館空調と知連室改修の更新を行った。												
	(28) 年度	大学では①新教室棟建築部分の蛍光灯類を全てLEDタイプとした。②引き続きクールビズ、ウォームビズ、空調機フィルター清掃等、空調機器の効率的運用と、省エネルギー施策、啓蒙活動に努めた。中高では北館とブルーライト照明の更新を行った。												
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	育児・介護・身体障がいなど特段の事情がない限り、教職員の自家用車通勤を認めていない。												
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	上記原則で年間運用ができる												
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26) 年度	第2年度 (27) 年度	第3年度 (28) 年度	備考									
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン										
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン										
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン										
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン										
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン										
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン											
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	①地元自治体から要請のある「クールスポット」への参加 ②昔類廃棄時の「焼却」から「溶解処分」への切替による廃棄物削減、リサイクル化によるCO ₂ 削減を行った。													
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。 <table border="1"> <tr> <th>超過削減量</th> <th>第1年度</th> <th>第2年度</th> <th>第3年度</th> </tr> <tr> <td>302.2 トン</td> <td>100.0 トン</td> <td>100.0 トン</td> <td>102.2 トン</td> </tr> </table>						超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度	302.2 トン	100.0 トン	100.0 トン	102.2 トン
	超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度										
302.2 トン	100.0 トン	100.0 トン	102.2 トン											
①大学において平成26年度からデマンド監視装置によるエネルギー監視システムを導入している。 ②平成28年12月に代表者変更(里雄 康意 ⇒ 但馬 弘)														

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。